

使用許可申請に必要な書類

Necessary documents

- (1) 使用許可(変更)申請書 A permission to use Ginowan marina application
申請書類は管理事務所窓口で受け取ってください※1
(申請者のカラー写真(3.5×2.5)上半身脱帽。撮影3ヶ月以内のもの1枚添付)。
- (2) 共同使用者登録申請書 (クルーカード発行料金 ¥3,000/人)
(使用許可申請者の記名捺印、共同使用者の記名および捺印、共同使用者の写真(3.5×2.5)上半身脱帽、撮影3ヶ月以内のもの1枚添付)。
- (3) 所有者の身分を証明するもの An identification(a passport)
(自動車運転免許証、小型船舶操縦士免許証、船員手帳、パスポート、登記簿など※2)
- (4) 申請する艇の写真(艇名が確認できるもの) The photograph of the ship
- (5) 船舶検査証書※2
Certificate of vessel's or ship inspection certificate passport
- (6) 誓約書(記名捺印)※3 A written oath
- (7) 確約書 Confirmation statement
- (8) 艇の賠償責任保険証券の写し※4 Copy of PDI Diploma

※1; 遠方の方で申請書の郵送を希望される方は電話、Fax、E-Mail 等でお知らせください。
ただし、郵送料金、手数料は申請時に別途請求させていただきます。また、郵送の遅れ、配達ミス、転居先不明等については当方は責任を負えませんのでご了承ください。

※2; 「船舶検査証書の記載事項」と「身分を証明するもの」の記載事項に齟齬がないか、また、いずれも有効期限がきれていないかどうかを十分ご確認ください。

※3; 沖縄県港湾管理条例や本マリーナ使用許可条件等に違反した場合は使用許可を取り消されることがありますが、その場合沖縄県へ納入した使用料金(前納)の返納はなされませんのでご注意ください。

※4; 水上オートバイ使用者のみです。保険契約期間が有効なものを提出してください。

宜野湾港マリーナ

美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体
(構成企業: アイランドボート株式会社・株式会社街クリーン)
〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜 4-4-1
☎ (098) 897-7017 FAX (098) -897-4020
E-mail info@ginowanmarina.com
URL <http://www.ginowanmarina.com>

宜野湾港マリーナ



施設使用許可申請書

A permission to use Ginowan marina application

平成 年 月 日
Date

宜野湾港マリーナ指定管理者 殿
To director of Ginowan marina

〒
申請者 住所
Applicant's address
ふりがな
氏 名

Name
生年月日 年 月 日 印
Birthday
電話番号 (自宅)
Phone number Home
(携帯)
Cell phone
E-Mail

勤務先名
電話番号

Phone number of work

写 真
上 半 身
Photo of the face
3.5×2.5

次のとおり施設を使用したいので許可願います。(太枠のみ記入)

I apply to use Ginowan marina

希望使用期間 Period of use date	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
使用場所(berth)	浮き桟橋(Water area)、陸置場(Land area)		
船名及び艇種	船名 Name of ship	帆船 (ヨット) Yacht 動力船 (モーターボート) Boat 水上オートバイ PWC	
	船舶の長さ Length m	総トン数 Gross tonnage t	船舶所有者 Ship owner (外 名)
船舶検査証書	船舶番号 第 号	航行区域 平水、沿海、近海、遠洋	有効期限 平成 年 月 日 まで

施設使用許可書

区分	使 用 料		使用施設 番号	許可番号
	1 日以上 1 月未満	1 月以上 12 月まで		
浮き桟橋	日 円	月 円		
陸置場	日 円	月 円		
使用許可期限	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			

上記のとおり別添条件を付して許可します。

平成 年 月 日

宜野湾港マリーナ管理事務所

※許可番号		※施設番号		艇名		艇長（登録長） m		
申請者	カナ氏名 印			住所 TEL —				
	M・T・S 年 月 日生			職業勤務先 TEL —				
共同使用者	氏名		生年月日		住所及び勤務先(連絡先：携帯電話等)			
	1	(カナ) 氏名 印	年 月 日		住所：		TEL —	
						勤務先：		TEL —
	2	(カナ) 氏名 印	年 月 日		住所：		TEL —	
						勤務先：		TEL —
	3	(カナ) 氏名 印	年 月 日		住所：		TEL —	
						勤務先：		TEL —
	4	(カナ) 氏名 印	年 月 日		住所：		TEL —	
						勤務先：		TEL —
	5	(カナ) 氏名 印	年 月 日		住所：		TEL —	
						勤務先：		TEL —
	写真	1		2		3		4
カナ氏名		カナ氏名		カナ氏名		カナ氏名		
5		備考欄						
真	カナ氏名							

誓約書

わたしは、宜野湾港マリーナの使用許可を受けた場合には、沖縄県港湾管理条例、宜野湾港マリーナ施設使用許可条件および宜野湾港マリーナ施設使用者心得を厳守します。

これらの使用許可条件等に違反した場合、または許可申請関係書類に虚偽記載があった場合は使用許可を取り消しされても不服の申し立てをしないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

宜野湾港マリーナ指定管理者 殿

住 所

氏 名

印

反社会勢力ではないこと等に関する確約書

宜野湾港マリーナ管理事務所 殿

住所

氏名又は法人名

法人代表者名

生年月日 年 月 日生

1. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約致します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団純構成員、
 - ②暴力団関係企業、総会屋等
 - ③暴力団員でなくなつてから5年を経過してない者
 - ④その他前各号に準ずる者
2. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを確約致します。
 - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力が、実質的に関与している関係
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど反社会的勢力等を利用する関係
 - ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約致します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合およびこの確約書が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで使用許可が取り消されても一切意義を申し立てず、また、賠償ないし保証を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当社・クルー・メンバーを含む）の責任とすることを確約致します。

平成 年 月 日

署名（自署）

沖縄県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

宜野湾港マリーナ施設使用許可辞退届

標記について平成 年 月 日付で許可になりました施設について
都合により許可を辞退いたします。

記

施設番号：_____

艇 名：_____

許可期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

宜野湾港マリーナ施設使用条件

1. 宜野湾港マリーナの使用許可を受けた者は、使用許可のさいに指定された場所以外に艇を置いてはならない。
2. 許可を受けた者および共同使用者（以下「使用者等」という）は、施設の管理者から宜野湾港マリーナ利用者カードまたは使用許可書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
3. 使用者等は次の各号（共同使用者にあつては第3号を除く）の一に該当する行為をしてはならない。
 - (1) 使用者等以外の者のみで艇を使用すること。ただし、管理者が必要と認めたときはその限りではない。
 - (2) 施設管理者の許可を得ずマリーナ施設内で営利行為を行うこと。
 - (3) 施設を使用する権利を譲渡し、もしくは担保に供し、または転貸すること。
4. 使用者等は、マリーナ施設の使用により第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争を生じた場合は、使用者等の責任においてその損害を賠償し、または紛争の解決をしなければならない。
5. マリーナの指定管理者は、艇の衝突、接触等の事故または火災、地震、津波、暴風雨その他不可抗力の災害による艇の破損または盗難等の損害については、その責を負わない。
6. 使用者等は、台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、または発生が予想される場合は、すみやかに艇の係留場所または陸置場所の状況等を点検し艇の安全確保を図り、かつ他の艇に被害を及ぼさないよう十分な措置を講じなければならない。
7. 使用者等は海上衝突予防法、船舶法、船舶職員法、その他の関係法令ならびに沖縄県港湾管理条例、同条例施行規則、宜野湾港マリーナ施設使用条件および宜野湾港マリーナ施設使用者心得等を遵守しなければならない。
8. 使用者等は、マリーナ施設の使用について管理者が指示を与えたときは、すみやかにその指示に従わなければならない。
9. 使用者等が次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、変更し、または原状回復を命ずることがある。当該処分により使用者等にいかなる損害が生じても管理者（共同企業体）はその補償を行わない。
 - (1) 公用または公共の用に供するため必要が生じた場合。
 - (2) 許可条件に違反した場合。
 - (3) 管理者の指示に従わなかった場合。
 - (4) 公序良俗に反する行為があつた場合。

宜野湾港マリーナ施設使用者心得

1. 施設の使用について

(1) 海上係留および陸置き場所

使用許可を受けた艇は許可された場所に係留または陸置きして下さい。それ以外の場所には係留または陸置きしないで下さい。

(2) 施設の使用時間

- ・ 4月1日～10月31日まで → 午前8時～午後6時30分。
- ・ 11月1日～翌年3月31日まで → 午前9時～午後5時。

(3) 休港日

- ・ 毎週火曜日
- ・ 12月29日から翌年1月3日まで

(4) 入出港届

- ・ 出港するときは管理事務所備え付けの入出港届に所定の事項を記入し提出して下さい。
- ・ 帰港したときはすみやかに入出港届に帰港の署名をして下さい。

(5) 艇の一時搬出および搬入

許可を受けている期間中にマリーナから他の場所へ一時的に移動する場合は管理事務所に届け出てください。

(6) 船台の処理

海上係留の許可を受けた艇で修理・メンテナンス等のために船台を持ち込んだ場合は、使用後すみやかに所有者の責任において撤去して下さい。事情により港内に船台を置く必要がある場合は管理者とよく相談して下さい。その相談がなく港内に船台を放置している艇についてはマリーナ管理者による船台の撤去および次回から許可を取り消されることがありますのでご注意ください。

(7) 艇の修理等

艇の修理等を行う場合は管理者から場所の指定を受け他の艇に迷惑にならないよう十分注意して行って下さい。

(8) 揚降機、クレーン、給水・給電設備等の使用

揚降機、クレーン、給水・給電設備等を使用する場合は、窓口により使用許可申請を行い使用料を支払ってから使用して下さい。

(9) 危険物、有害物質等の持ち込み、投棄等の禁止

危険物および公衆衛生上有害な物質等はマリーナ港内に持ち込み、投棄または放置しないで下さい。

(10) 営利行為の許可

マリーナ港内において許可なく営利行為をしないで下さい。営利行為をする場合は管理者に相談し許可を受けて行って下さい。

(11) 使用権利の譲渡禁止

使用許可に基づく施設を使用する権利を譲渡し、転貸し、または担保にすることは禁止されています。

2. 海難事故の防止等について

(1) 出港前の気象情報確認

出航前には気象庁による天気予報等を十分確認してください。悪天候が予想されるときは船長の責任において出港を中止して下さい。

(2) 救命胴衣の着用

海上航行中は必ず救命胴衣を着用して下さい。

(3) 飲酒操船の禁止

飲酒し、または酒気を帯びて操船しないで下さい。

(4) 港内での釣り、遊泳の禁止

港内での魚釣り、遊泳等は危険ですので行わないで下さい。

3. 艇の管理・責任等について

(1) 艇の管理責任

マリナー港内の警備、見回り、監視等は管理者が実施しますが、艇の管理は所有者または船長の責任において実施してください。

(2) 損害賠償等

施設または他の船舶等に損害を与えた場合、または他の船舶等から損害を受けた場合は当事者間で解決して下さい。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に備えるためなるべく小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に参加することをお奨めします。

(3) 盗難、事故防止等

船体、備品、資材、用具等の盗難、駐車場内での盗難、事故等についても管理者は一切その責めを負いません。盗難、事故防止は使用者等の責任において実施して下さい。

4. 許可申請手続き等について

(1) 許可事項の変更

施設の使用許可を受けた期間中に許可に係る事項を変更しようとするときは、管理者に事情を説明し相談の上、変更手続きをして下さい。

(2) 住所または船名の変更について

一年間の使用許可の場合で所有者および共同使用者の住所を変更したときは遅滞なく変更届を提出して下さい。また、船名を変更する場合は船舶検査証書等の変更手続きを行ったのち使用許可の変更届けを提出して下さい。ただし、所有者の氏名（法人にあっては名称または代表者の氏名）の変更は新規の許可申請となりますのでご注意下さい。

(3) 使用許可の更新について

一年間の使用許可の場合で許可期限の満了後も引き続き使用する場合は、その期限が満了する日より30日前までに所定の手続きをとって下さい。何らかの理由で手続きが遅延する場合は早めに管理者に相談して下さい。

(4) 施設使用料について

施設の使用許可を受けた者は、施設使用料を納付期限内に納入して下さい。また、既に納入した施設使用料は、払い戻しは出来ません。

(5) 水上オートバイ施設利用者について

水上オートバイの船舶施設利用者(陸置契約者)及び外来の水上オートバイの利用者が当マリナー施設を使用する場合は、損害保険の加入を条件として許可するものとする。

宜野湾港マリーナ搬入・搬出届

申請年月日：平成 年 月 日

※太枠線内に記入し、受付に申請して下さい。

申 請 者	住 所			
	氏 名			
	TEL	自宅： 携帯：	職場：	
申 請 艇	船の名前		船 の 長 さ	m
	バース NO			
	船の種類	<input type="checkbox"/> プレジャーボート ・ <input type="checkbox"/> プレジャーヨット ・ <input type="checkbox"/> デイキングヨット ・ <input type="checkbox"/> 水上バイク		
予 定 期 間	搬出日	平成 年 月 日	(日間)	
	搬入日	平成 年 月 日		
行 先				
理 由				

下記は記入しないで下さい。

搬入確認	平成 年 月 日	確認者	
搬入確認	平成 年 月 日	確認者	
備 考 欄			

港 長	所 長	主 任			受 付 者

宜野湾港マリーナ駐車場利用許可申請書

年 月 日

宜野湾港マリーナ管理事務所 殿

申請者

住 所

氏 名

TEL

印

下記により、マリーナ施設を利用したいので、許可していただきますようお願い致します。なお、他のお客様に迷惑をかけることを誓約いたします。

記

1. 使用目的	
2. 日 時	年 月 日 (曜日) (午前・午後) : から 年 月 日 (曜日) (午前・午後) : まで
3. 場 所	
4. 人 数	
5. 車 台 数	台
6. その他施設 利用予定	
7. 料 金	(台数 × 300 円 + 21,600 円) × 日 = 料金 (1 日 1 台あたり) = 駐車料金 300 円、駐車場貸切作業料金 21,600 円
7. 備考	条件：駐車場誘導員を配置する事

注 受付は、県内の方は利用日の1年前からとします。

沖縄県外の方で日本国内の方は利用日の2年前からとします。

国外の方は利用日の3年前からとします。

30日前までに施設使用料の納付がない場合、申請取り消しになります。

支払い後は中止になっても返金不可となります。(ただし、天災地変、不可抗力による場合は、その限りではありません。)

港 長	所 長	管理職員	受付者